◎新潟県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年２月15日

新潟県新発田地域振興局長

１　退　任

理事　阿賀野市須走447番地　　佐久間　政栄

退任年月日　平成31年１月31日